

作文教育の史的展開

——中学校（旧制）・高等女学校を中心に——

松 岡

繁

（目 次）

はじめに

一 中学校（旧制）における実践

(一) 中学校教則略（明治五年）

(二) 中学校教則大綱（明治一四年）

(三) 尋常中学校ノ学科及其程度（明治一九年）

(四) 中学校教授要目（明治三五年）

(五) 中学校教授要目改正（明治四四年）

(六) 中学校教授要目改正（昭和六年）

(七) 中学校教授要目中改正（昭和一二年）

(八) 中学校教科教授及修練指導要目（昭和一八年）

二 高等女学校における実践

(一) 中学校令中改正（明治二四年）

(二) 高等女学校規程（明治二八年）

- (三) 高等女学校教授要目（明治三六年）
(四) 高等女学校及実科高等女学校教授要目（明治四四年）
(五) 高等女学校及実科高等女学校教授要目（昭和一二年）
(六) 高等女学校教科教授及修練指導要目（昭和一八年）

おわりに
参考文献

はじめに

国際化・情報化の著しく進展している今日、自分の意思を的確に表現する能力を養うことは今日的な課題であると思う。

国語科教育の中で、「書くこと」すなわち「作文」の教育は、当然のことながら、その歴史の中で重視され継続され続けてきた。その伝統は、どのようにして形づくられ、日々の実践の中に生かされてきたのであろうか。ここでは、明治初期から昭和二〇年ころまでの作文教育の史的な展開をたどりながら、その実践の足跡や今後の課題等を浮き彫りにしていきたいと思う。

今日、社会人として必要とされる言語能力の基礎を確実に育成していくことは急務のこととなっている。高等学校においても、平成一五年度から学年進行により実施されている学習指導要領（国語）の中で、適切に話したり書いたりする力の育成を重視した科目構成がなされている。国語の科目構成は、「国語表現Ⅰ」、「国語表現Ⅱ」、「国語総合」、「現代文」、「古典」、「古典講読」となっている。そのうち、必履修科目として「国語表現Ⅰ」及び「国語総合」のうちから一科目を選択することになっている。「話すこと・聞くこと」及び「書くこと」の領域を中心とした科目の必修化は初めてのことである。時代の要請にこたえる科目構成となつたわけである。

本論において、作文教育史の一端を明らかにすることが、今後の作文教育の進展につながることになれば幸いである。

なお、史的展開のうち、中学校と高等女学校の間で重複している事項については、中学校の箇所で重点的に

扱い重複を避けることとした。

一 中学校（旧制）における実践

(一) 中学教則略（明治五年九月八日 文部省布達）

ア 教則の主旨

この布達によれば、修業年限は、下等中学は一四歳より一六歳までの三箇年、上等中学は一七歳より一九歳までの三箇年とした。上等、下等とも第一級から第六級までに区分されている。

国語関係では、「国語」「国語占言」「習字」の教科目が設けられているが、その実態については判然としない点も多い。

イ 愛媛県の例

こうした法令を踏まえて、種々の学校が設立されていったが、愛媛県布達の規則例を挙げてみる。

「改正松山中学校規則」（明治二一年六月一七日布達⁽¹⁾）

（変則中学校の系列の学校）

この規則によれば、甲科（およそ五年）、乙科（およそ三年）を設けている。甲・乙両科の科目を「教則」では、次の五科としている。

甲科 第一英書科 第二漢書科 第二數学科 第四文書科 第五口授科

乙科 第一漢書科 第二數学科 第三文書科 第四習字科 第五口授科

甲・乙科を比べてみると、乙科には英書科がなく、習字科が設けられている。

「教則」には、次のような規定がみ

える。

- 凡ソ漢書ト云モノハ漢字ヲ以テ記スル書皆是ナリ故ニ翻訳書図書等亦其中ニアリ

- 口授トハ教師諸書ヲ参考シテ修身開智ノ事ヲ談話スルモノナリ

- 教授ノ法ハ講義会読輪講暗記等宜キヲ計テ教師適宜ニ授クルモノトス

これらの規定から、漢書科の一部と文書科が、国語科の内容に相当するものと考えられる。

「科業表」の中から、漢書科と文書科のものをまとめると次のようになつてゐる。

「文書科」において、「通俗書牘」「漢文和訳」「和文漢訳」「復文」などと作文教育の一端がうかがえるが、漢

甲科業表

毎週時数	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	級	期
	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	学年	学年
	5		4		3		2		1		漢書科	漢書科
一一	八大家讀本	八大家讀本	文章軌範	史記	春秋左氏傳	日本政記	近世日本外史	日本外史	十八史略	統十八史略	皇朝史略	皇朝史略正編
六	漢文諸体	和文漢訳	和文漢訳	復文	復文	漢文和訳	漢文和訳	通俗書牘	通俗書牘	綴語	綴語	文書科

乙科業表

毎週時数	一	二	三	四	五	六	級	期				
	後	前	後	前	後	前	学年	学年				
	3		2		1		漢書科	漢書科				
一六	政体書	十八史略	統十八史略	泰西國法論	博物學	經濟小學	修身論	皇朝史略正統	萬国新史下編	登高自卑後編	泰西史鑑	初學人身窮理
六	論說文	書牘	書牘	論說文	書牘	記事	書牘	記事	書牘	記事	綴語	填字

文を中心とした漢文教育の中での実践であった。なお、甲・乙科ともに「書簡」すなわち「書簡文」が多く取り入れられつつあることが分かる。

(二) 中学校教則大綱（明治一四年七月二十五日 文部省布達）

ア 大綱の主旨

この大綱で、中学校は初等中学科（四箇年）、高等中学科（二箇年）に分かれ、国語科に関するものとして、「和漢文」と「習字」が設けられた。「和漢文」の内容の程度としては、次のように示された。

- | | | | | |
|--------|---------|---------------|----------|-----|
| 初等第一学年 | 読書—日本文法 | 近易ノ漢文 | 作文—仮名交リ文 | 書牘文 |
| 初等第二学年 | 読書—和文 | 漢文 | 作文—仮名交リ文 | 書牘文 |
| 初等第三学年 | 読書—漢文 | 作文—仮名交リ文若クハ漢文 | | |
| 初等第四学年 | 読書—漢文 | 作文—漢文 | | |
| 高等第一学年 | 読書—漢文 | 作文—漢文 | | |
| 高等第二学年 | 読書—和文 | 漢文 | 作文—詩歌文 | |

このように、「和漢文」は「読書」と「作文」とからなつていて、作文は、「仮名交リ文・書牘文」を初期には実施しているが、多くは漢文の作成が作文の主流を占めていたことが分かる。

なお、毎週授業時間数は、初等第一学年七、第二、四学年六、高等第一・二学年七と例示された。

イ 愛媛県の例

具体的な実践例を挙げることにする。

「愛媛県中学校教則」（明治一五年一一月一二三日布達⁽²⁾）

教授要旨

和漢文ハ殊ニ必要ノ学科ニシテ最モ精密ニ教授スヘキモノタリ、コレヲ分テ読書作文ノ二トス、

読書ハ講読ノ力ヲ養ヒ作文ノ用ニ資スルノ学科タレハ、其コレヲ授クルニハ初等中学科ニ在テハ和文漢文ヲ併セ授ケ誦讀議義ノ法ヲ用ヒ、音訓句讀ヨリ字義句意章意ヲ解セシムルヲ主旨トシ、高等中学科ニ至リテハ漢文ヲ授ケ文章ノ段落賓主ヨリ抑揚頓挫照応波瀾之諸法ヲ説キ明カシ文理ニ通曉セシメンコトヲ要ス、作文ハ思想ヲ表シ実事ヲ記スルノ具ニシテ尤モ必用ノ学科タリ、初等中学科ニ於テハ書牘文仮名交り文及漢文ヲ授ケ、書牘文仮名交り文ハ近世ノ文体ニ倣ヒ雅馴ナルヲ主トシ、漢文ハ古雅ノ体ニ倣ヒ文格ニ適フヲ要シ先記事文ヲ作ラシメ、高等中学科ニ至リテハ漢文ヲ授ケ記事文ヨリ志伝論説文ニ及ホシ且和文又ハ詩歌ヲ作ラシムヘシ、凡ソ文章ハ文義簡明ニシテ言詞條暢ニ行文ノ敏捷ナルヲ主トシ、且詩歌ハ韻調正雅ニシテ趣向ノ優美ナランヲ要ス、（傍線は引用者。）

各等中学校毎級数教科課程及教授時数

文漢和	科 学		
	第一年	第二年	第三年
七 交り仮文書文漢近文日書 文名牘文易法本	数時週毎前第八級		
七 ノ前文ノ前書 統期 統期	上同	後第七級	
六 ノ前文漢和文 統期 文文	上同	前第六級	
六 交り仮文ノ前書 漢文易文名 統期 統期	上同	後第五級	
六 ノ前文漢書 統期 文	上同	前第四級	
六 作漢文ノ前書 文 統期	上同	後第三級	
六 ノ前文ノ前書 統期 統期	上同	前第二級	
六 ノ前文ノ前書 統期 統期	上同	後第一級	
六 ノ志漢文漢書 類伝文 文	上同	前第四級	
六 及論作漢文ノ前書 詩説漢文ノ前書 歌類文 統期	上同	後第二級	
六 ノ前文ノ前書 統期 統期	上同	前第二級	
六 ノ前文ノ前書 統期 統期	上同	後第一級	

おおむね、「教則大綱」にのつた「作文」の内容であるが、高等中学科においては漢文の具体的な内容を示している。すなわち、「志伝ノ類」、「論説類」と例示している。

なお、「国歌」とあるのは、「大綱」の中にある「詩歌文」に相当するものであろう。

ウ 子規の作文

ところで、正岡子規に、「文稿⁽³⁾」という明治一四年に書かれた作品がある。その中には、七編の漢文の課題作文と五編の「紀事一則 松山中学校兼題○口授接續」の漢文がある。この当時の中学校における作文教育の一端をうかがい知ることのできる資料である。

紀事一則 松山中学校兼題○口授接續

《甲》

加藤清正攻冠山城有黒崎某為内應城遂陷黒崎出降秀吉責其不義誅之有弟与二兵衛者甚怨之假為舟師謀秀吉及朝鮮役起秀吉自肥前乘舟将帰大坂過長門海与二兵衛謀殺之不果志遂被殺土人至今称与二兵衛瀬戸云

《甲》

秀吉起兵伐北條氏城中有松田憲秀者與其長子新六謀欲為内應少子左馬助諫之不聽遂告氏直後及城陷秀吉唯曰命黒田孝高誅左馬助孝高以秀吉唯曰松田遂殺憲秀及新六秀吉責之孝高曰是出于臣之誤聞也秀吉亦不問是事也孝高之憂概如此左馬助後仕加賀大納言領五千石云

(五編中三編は省略)

(三) 尋常中学校ノ学科及其程度 (明治一九年六月二二日 文部省令)

ア 省令の主旨

「中学校令」(明治一九年四月一〇日勅令)に基づいて、中学校は高等中学校と尋常中学校とに分けられたが、

この省令により尋常中学校の修業年限は五箇年と決められた。学科としては、初めて「国語及漢文」が登場し、以後昭和六年一月「中学校施行規則」の改正で「国語漢文」となるまで継続されることになるのである。

「程度」としては、次のように規定された。

○漢文交り文及漢文ノ講読書取作文

国語教育の中で、漢文は相変わらず重視され、「漢文ノ作文」を明記したのである。

なお、毎週授業時数は「五 五 五 三 二」と例示された。

しかし、この省令は明治二七年三月一日に改正されることになった。

「程度」としては、次のように改正された。

○漢字交り文及漢文ノ講読

漢文の「書取作文」が削除されることになったのである。国語科における漢文学習の目的は、読解にあるのであって、漢文による作文までは要求しなくなつたのである。今までの漢学中心から、日本古典へと移行していく過渡期にあつたともいえる。

「省令説明」でも「国語ハ主ニシテ漢文ハ客ナリト」とあり、その在り方を解説している。

なお、毎週授業時数も「七 七 七 七 七」と増加された。

イ 愛媛県の例

この当時の実態を次の県令にみることにする。

「愛媛県尋常中学校規則」（明治二八年四月九日 愛媛県令⁽⁴⁾）

「教授ノ要旨及其程度」

国語及漢文

国語漢文ヲ自由ニ理解シ且國語ヲ自由ニ正シク使用スル能力ヲ養ヒ以テ處世上ニ益シ兼テ徳性ヲ涵養スルヲ以テ要旨トス。國語ニ於テハ講読文法及作文ヲ授ケ講読ニハ今代ヨリ始メテ中世ニ至ルマテノ文章ヲ講読セシメテ作文ニハ日用書類及漢字交リ文ヲ作ラシメ又傍ラ書取ヲナサシム。漢文ニ於テハ内外ノ作ニ係ケル文章ヲ講読セシメ傍ラ文法ノ要略ヲ授ク（傍線は引用者。）

「日用書類」の内容は、書簡文が多くを占めていたものと推測される。

学 科	学 科 課 程 及 每 週 授 業 時 間 數 表				
	第 五 級	第 四 級	第 三 級	第 二 級	第 一 級
時 數	課 程	時 數	課 程	時 數	課 程
国語及漢文	七 一 二 同上	国語 文法 講 讀	七 一 二 同上	同上	同上
漢文 講 讀	三 一 同上	作文 書 取	三 一 同上	同上	同上
国語 文法	七 一 二 同上	国語 文法 講 讀	七 一 二 同上	同上	同上
作文 書 取	三 一 同上	汉文 講 讀	三 一 同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上

この規則では、課程を「国語講読」「国語文法」「作文書取」「漢文講読」と明確に分けて実施しているところに特色がある。「作文書取」と作文を独立させ、その位置付けを図っている。

(四) 中学校教授要目 (明治三五年二月一日 文部省訓令)

ア 要目の主旨

「中学校令改正」(明治三二二年一月七日勅令)により、中学校の修業年限は五箇年と定められた。次いで、「中学校令施行規則」(明治三四年三月五日文部省令)が発せられ、それに基づいてこの要目が出されたのである。

「施行規則」の「学科及其ノ程度」(第三条)に、国語科の目的・内容が次のように示された。

国語及漢文ハ普通ノ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス国語及漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ国文ニ及ホシ又实用簡易ナル文ヲ作ラシメ文法ノ大要、国文学史ノ一斑ヲ授ケ又平易ナル漢文ヲ講読セシメ且習字ヲ授クヘシ(傍線は引用者。)

ここには、国語科の基本的性格が明確に示され、今後の方向付けがなされたのである。

「要目」では、「国語及漢文」を「講読」、「文法及作文」、「習字」に分け、各学年毎の指導内容を極めて具体的に、詳細に示している。作文教育の史的展開を考えていくうえで、重要な位置を占めるもので、これ以後の実践に与えた影響は大きい。

作文に関する部分をまとめると、次のようになる。

国語及漢文

第一学年 每週七時(講読五時 文法及作文一時 習字一時)

作文

書取 仮名遣ヲ正シ漢字ノ字画ヲ正確ナラシメ且速記ノ慣習ヲ養フヘシ

復文 口語ヲ今文ニ若ハ今文ヲ口語ニ訳セシムヘシ

作文 書翰文、今文体ノ記事文、但記事文ハ予メ其ノ構造ヲ示スヘシ

作文ノ即題ハ凡隔週一回宿題ハ凡毎月一回之ヲ課スヘシ

第二学年 每週七時（講読五時 文法及作文一時 習字一時）

作文 書取 前学年ニ同シ

復文 前学年ニ同シ

作文 書取文、記事文、叙事文、但叙事文ハ予メ其ノ構造ヲ示スヘシ
作文ノ即題ハ凡毎週一回宿題ハ凡毎月一回之ヲ課スヘシ

第三学年 每週七時（講読五時 文法及び作文一時 習字一時）

作文

書取 文章ヲ朗読シテ其ノ大意ヲ記述セシムヘシ

訳文 漢文ヲ訳セシメ又時トシテ外国文ヲ訳セシムヘシ且簡単ナル国文ヲ漢文ニ訳セシメテ用字ノ法ヲ
知ラシムルモ可ナリ

作文 記事文、叙事文、伝記文、但伝記文ハ予メ其ノ構造ヲ示スヘシ

作文ノ即題ハ凡隔週一回宿題ハ凡毎月一回之ヲ課スヘシ

第四学年 每週六時（講読五時 文法及び作文一時）

作文 書取 前学年ニ同シ

訳文 前学年ニ同シ

作文 記事文、叙事文、伝記文、論説文但論説文ハ予メ其ノ構造ヲ示スヘシ
作文ハ即題宿題トモ各凡毎月一回之ヲ課スヘシ

第五学年 每週六時（講読五時 文法及作文一時）

作文

書取 前学年ニ同シ

訳文 前学年ニ同シ

作文 前学年ニ同シ

教授上ノ注意

四 作文ハ其ノ文体、教授法等ニ関シ一定ノ標準ヲ定メ難シト雖モ迂遠ニ流レス難渋ニ失セス簡易ニシテ実用ニ適切ナランコトヲ期スヘシ

五 漢字ノ字画ノ似タル爪、瓜、傳、傳ノ類ハ誤リ易キモノナレハ書取、作文ヲ授クル際特ニ之ニ注意セシムヘシ

「ここでは、作文を「書取、復文、訳文、作文」に分けて、その指導内容について詳細に明示するとともに、「即題、宿題」についても例示している。

また、文章の種類についても、書翰文、記事文、叙事文、伝記文、論説文と多種にわたっており、これ以後の作文教育に大きな影響を与えるのである。さらに、それぞれの文章について、「予メ其ノ構造ヲ示スヘシ」と指示している点は注目してよい事項である。

さらにまた、各学年にわたつて、作文についての実施時間数を明示したのは、この要目が初めてである。以後、現在の学習指導要領に至るまで、実施時間数の目安は継続されるのであるが、その時間数は現在の方がはあるかに少ない。その当時、作文を重視していたことがよく分かる。

イ 教授細目の一例

こうした要目の実践に当たつて、東京高等師範学校附属中学校では、「東京高等師範学校附属中学校 教授細目」(明治四〇年七月一二日)⁽⁵⁾を刊行している。作文については、教授の目的、教授の材料、教授の方法、教授細目実施上の諸注意等について詳述している。

「材料の排列」の項では、次のように述べている。

「各学年に於ける、普通文と書簡文との割合は、大体普通文の数を書簡文より多くし、学年の登るに従ひて益普通文を多くす。普通文に於ても、初年級に於ては、記事文・叙事文を多くして、三学年の頃より論説文を加ふ。普通文並に書簡文の文語体と口語との比は、初年級にては、凡そ折半の割合に之れを課し、年級の上るに隨ひ順次口語文を遞減するものとす。今此等の関係を、一目瞭然たらしめん為に百分率にて之を表示すれば左の如し。」

ここでは、普通文と書簡文との対比、文語体と口語体との関係などが示されており、当時の指導のよりどころになつたものと思われる。

文体		記 事 文	叙 事 文	論 説 文	書 簡 文	計
学年	普通文					
一年	五〇	口語体三〇	三〇	論説文	書簡文	計
	文語体二〇	口語体一〇	文語体二〇	口語体一〇	二〇	一〇〇
		○				

第五学年		第四学年		第三学年		第二学年		第一学年		学年	学期
宿題一	即題三	宿題二	即題三	宿題二	即題四	宿題三	即題五	宿題三	即題五	第一学期	第一学期
二	二	二	三	二	三	三	五	三	五	第二学期	第二学期
二	二	二	二	二	二	二	三	二	四	第三学期	第三学期
六	七	六	八	六	九	八	一三	八	一四	合計	合計
一三		一四		一五		一一		一二			

また、「即題」と「宿題」の分量配分については、次のように例示している。

二年	四年	五年	計
四〇	三〇	二〇	一六〇
文語体一〇	文語体一〇	文語体一〇	
口語体一〇	口語体一〇	口語体一〇	一五〇
文語体三〇	文語体三〇	文語体三〇	
口語体一〇	口語体一〇	口語体一〇	一一〇
文語体一〇	文語体一〇	五〇	
口語体一〇	二〇	四〇	八〇
文語体一〇	二〇	一〇	
口語体一〇	一〇〇	一〇〇	五〇〇

さらにまた、「批評」、「添削」、「評語」の在り方について、次のように記述している。当時の実践の内容をうかがい知ることのできる資料となつてゐる。

批評についての標準

- 一、主意明晰なりや否や。
- 二、組織は整然たりや否や。
- 三、首・尾・中要等の各段の関係適当なりや否や。
- 四、行文流暢なりや、難渋なりや。
- 五、思想は豊富なりや、欠乏なりや。
- 六、勢力ありや否や。
- 七、所説は正当なりや、不当なりや。
- 八、誤字・仮名ちがひは如何。
- 九、思想と文章とよく調和せりや否や。
- 十、文字の巧拙及び正否如何。

添削についての標準

- 一、題意に叶はざるもの、若しくは主意の甚しく不明なるもの、行文の甚しく拙劣なるものは添削を加へず、其まゝ返付して、更に起稿せしむべし（改作）
- 二、生徒の言はんと欲する所と、反対の意味をなすやうに添削すべからず。能く生徒は何と言はんと欲するかを察知し、之をあらはす相応の言語、文字を用ひて之を改むべし。
- 三、漢字の誤り、仮名遣ひの誤りを正すべし。

- 四、語法の誤りを正すべし。
- 五、句読点の誤りを正すべし。
- 六、段落の誤りを正すべし。
- 七、修辞の誤りを正すべし。
- 八、事実の誤りを正すべし。
- 九、誤れる思想を正すべし。
- 十、論理の誤謬を正すべし。

評語を下すに就いての標準

主意明晰なるか、不明なるか、一貫せるか、一貫せざるか、結構は整ひたるか、整はざるか、思想は富胆なるか、不足なるか、行文は流暢なるか、難渋なるか、平易なるか、佶屈なるか、用語は適當なるか、不適當なるか、用字は正しきか、誤り多きか、これらの諸点を考へて評語を下すべし。其割合は嚴重に規定する能はざれども、形式内容の両方面を同等に見て、偏軽偏重すべからず。

引用が長くなつたが、当時の文章推敲の望ましい在り方を詳述しており、この当時の作文教育の実情のよく分かる示唆に富む教授細目となつてゐる。

ウ 入学試験問題例

毎日の学習は、上級学校進学に当たつて、どのような試験が実施されるかということに左右されることが多い。当時の入学試験問題のうち、作文に関する事項の例を挙げてみることにする。

『諸^諸校^高入学試験問題集』(白瀬秀夫編 明治四二年)⁽⁶⁾

- 第一、二、三、四、五、六及八高等学校入学試験問題

作文—「学生生活」

(注意) 文体は普通文に限る

字画及文法につきても成績を考查す

文字は其の数凡八百以内と限り必ず縦書すべし

○山口高等商業学校入学試験問題

国語作文—「能文能書の必要」

(注意) 答案ハ縦書ニスベシ

文体ハ普通文ノ論説体タルベシ、但シ仮名ハ片仮名、平仮名孰レトモ随意ノ事 書方ハ充分
丁寧ニ書クベシ、評点上ニ関係スベケレバナリ、但シ字体ハ楷、行、草孰レトモ随意ノ事

○長崎高等商業学校入学試験問題

作文及習字—「見本を送りて品物を注文する文」

(注意) 作文ハ書翰文体(候文)ヲ用井、前文、結文、日附等凡テ正式ニ從ヒ記入スベシ 習字ハ作
文ノ字体ニテ試験ス、漢字ハ行書、仮名ハ平仮名ヲ用井ルベシ

○専門学校入学者検定試験問題

作文習字

作文(片仮名交リ普通文語体)「何ヲカ成功トイフ」

習字 作文の書態によりて判定す

以上の例から分かるように、文体は普通文體(文語文)で、習字(明治三五年の「要目」では、「習字」は「國語及漢文」の中で学習することになっていた。)や文法の力を兼ねて判定するものもあつたようである。

これらのこととが、日々の実践に与えた影響は大きいものがあつたと推測できる。

工 入試（作文）における問題点

ところで、中学生が上級学校を受験した際、作文の試験において、どのような欠陥がみられたのであらうか。次の資料は、高等学校入学試験答案に関して、採点委員の意見をまとめたものである。中学校の作文教育に対する要望ともいえるものとなつてゐる。

『諸官立学校入学受験準備書』（山本庫太郎編 明治四〇年⁽⁷⁾）

作文に就て

（思想）

- 思想の形式上、最も普通で且つ最も重き欠点は、題意に関連して浮び来る思想の端緒を取り纏めて一つの組立てる力の、甚だ弱いことである。換言すれば、思想の中心点を求めて、統一を取り又は連絡を正して、順序を整頓することの、できて居らぬことである。
- 思想の不精確なることも、亦多くに通じての欠点である。
- 修辞的誇張の極端なる弊に陥つて居ると認めるものが、尠からずある。
- 文中往々事実の誤謬を記入せることは受験者が智識の欠乏に依ること勿論であるが、其他に彼等が文を作るに、事實を重ねず、平氣で虚構の言を弄して居ることも亦見られる。

（思想発表の形式）

- 单句の構造のできぬことは、言語の使用の不熟と認めて、ことに挙げる。
- 比喩語と形容語との多いことは、前にも云つたが、此の両者と擬人法との三つは殆んど濫用せられて居る。必要のない場合のみならず之が為めに、却つて意味を不明にする場合にも、之を用ひて居る。

○句読点一 句読点のつけ方は極めて乱雑である。

○送り仮名法一 送り仮名法は現今一定して居ないから、人に依つて区々たる止むを得ないけれども、一人の一 文章の中で一定して居ないものがあり、又たむだな仮名を送つて居ることは注意せねばなるまい。

(文字の使用)

○誤字の夥しいことは驚くべきものがある。最も多きは、字音又は訓音の近似せる他字、及び字画の近似せる他字の使用、及び筆画の類似せる似而非文字の使用である。

○誤字に次いで多いのは脱字である。

○平仮名と片仮名とを混用したものが総数の一割三分強ある。

○普通に認容せられ居らぬ略字の使用。

○答案中に文字の拙悪なものがかなり多くあることである。

受験準備のための勉強方法や注意事項を述べたもので、問題集と異なつて受験者の心構えなどを説いている。当時の作文教育の問題点を具体的に例示している。

(五) 中学校教授要目改正（明治四四年七月三一日 文部省訓令）

ア 要目の主旨

この要目は、「中学校令施行規則中改正」（明治四四年七月三一日文部省令）に基づいて公布されたものである。

「施行規則」では、「国語及漢文」の目標・内容を次のように示している。

国語及漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ国文ニ及ホシ又平易ナル漢文ヲ講読セシメ

簡易ニシテ実用ニ適スル国文ヲ作ラシメ国語文法ノ大要及習字ヲ授クヘシ
作文を「簡易ニシテ実用ニ適スル国文」と規定しているのである。これは前回の要目とほぼ同じ文言である
が、作文教育における、「簡易」・「実用」の考え方は以後継続されることとなるのである。
この要目においては、作文に関する事項を次のように示している。

国語及漢文

国語及漢文ヲ国語講読・漢文講読・作文・文法及習字ノ五分科トス

国語講読

国語講読ノ材料ハ普通文ヲ主トシ口語文・書牘文・韻文ヲ交フ

普通文ハ現代文ヲ主トシ近世文・近古文ヲ交フ何レモ平易ニシテ作文ノ模範トスヘキモノタルヘシ

口語文ハ簡明ニシテ方言ヲ雜フルコトナク口語ノ標準ヲ示スニ足リ話方・作文ノ模範トスヘキモノタルヘシ
書牘文ハ平易ニシテ繁縟ニ失セス日用書牘文ノ模範トスヘキモノタルヘシ

作文

作文ハ現代文ヲ主トシ口語文及書牘文ヲ併セ課スヘシ

第一学年 每週八時（国語講読四時 漢文講読二時 作文一時 習字一時）

作文 主トシテ自作文ヲ課シ便宜生徒既習ノ事項ニ関連シテ文語ヲ為シ又正誤法・敷衍法・短縮法・改作
法（復文）等種々ノ練習ヲ行フヘシ自作文ハ種類ニ就キテハ記事文・叙事文ヲ主トシ書牘文ヲ併セ課
シ文体ニ就キテハ文語文ヲ主トシ口語文ヲ併セ課スヘシ

第二学年 每週七時（国語講読三時 漢文講読二時 作文一時 習字一時）

作文 前学年ニ準ス

第三学年 毎週七時（国語講読毎週一時及隔週一時 漢文講読一時 作文隔週一時 文法一時 習字一時）

作文 成ルヘク既修ノ材料ニ基キ主トシテ現代文ニ必須ナル法則ヲ示スヘシ

第四学年 每週六時（国語講読二時 漢文講読毎週二時及隔週一時 作文隔週一時 文法一時）

作文 前学年ニ準ス但シ自作文ハ文体ニ就キテハ専ラ文語文ヲ用フヘシ

第五学年 每週六時（国語講読二時 漢文講読毎週三時及隔週一時 作文隔週一時 文法一時）

作文 前学年ニ準ス

注意

七 作文ノ教授ハ迂遠ニ流レス難渋ニ失セス簡明達意ノ文ヲ作ラシメンコトヲ期スヘシ

八 作文ハ主トシテ即題ヲ課シ学年ノ進ムニ従ヒテ漸ク之ヲ減シ宿題ト相半スルニ至ラシムヘシ

九 作文ノ添削ノ際批正スヘキ部分ニシテ生徒ノ自ラ訂正シ得ヘキモノハ符号ヲ付シテ推敲ヲ促シ共通セル誤謬又ハ参考ニ資スヘキ事項ハ之ヲ一般ニ知ラシムル等常ニ其ノ成績ヲ利用センコトヲ力ムヘシ（傍線は引用者。）

この要目の特色をまとめると、次のことになる。

- 「国語及漢文」を「国語講読」、「漢文講読」、「作文」、「文法」、「習字」の五分科としたこと。
- 講読の材料を普通文、口語文、書牘文と明確に区別し、それぞれ作文の模範となるものを採択したこと。
- 作文は現代文を主とし、口語文及び書牘文を対象としたこと。
- 自作文は、記事文、叙事文を主として、書牘文も加えたこと。
- 文体については、低学年では口語文も書かせるが、高学年では専ら文語文を書かせたこと。
- 即題を主とするが、学年が進むに従つて宿題と相半ばすべきであるとしたこと。

○添削の在り方を指示したこと。

作文教育も、明治期の後半になつて、一応のまとまりを見せ、その考え方、指導内容は以後長く継続されることとなるのである。

イ 受験における文範

ところで、当時の中学生が、上級学校受験に当たつてどのような文章を参考にし、対策を立てていたかの一端を次の資料にみることができる。

『国語作文法入学試験及第法』（内海弘蔵 大正四年⁽⁸⁾）

文範その一

人生（大町桂月）人は何を以て立つ（久津見蕨村）天然と田舎（高山樗牛）上野と浅草と（斎藤緑雨）登山と修養と（小島烏水）佛国民の氣風（福本日南）雄弁と政治家と（鳥谷部春汀）感慨三章（中江兆民）太閤の偉大たる所以（国府犀東）田口卯吉（徳富蘇峯）血性男子（大町桂月）病床閑語（正岡子規）病床雜感（尾崎紅葉）歳除（徳富蘆花）深いかな神（綱島梁川）

文範その二

満眼の生意（徳富蘇峯）中井喜太郎に（尾崎紅葉）白河鯉洋に（大町桂月）高浜虚子に（正岡子規）斎藤弔花に（綱島梁川）浜だより（内海月杖）南米中米論（竹越三叉）洋行する友に与ふ（服部躬治）船室より（内海月杖）海外にある叔父に寄す（服部躬治）学生上京の可否を問合す（内海月杖）試験に登第せし友に（服部躬治）

文範として取り上げられた作品は、服部躬治、内海月杖、大町桂月、正岡子規、尾崎紅葉、徳富蘇峯、綱島梁川等のものが多いことが分かる。これらの普通文が、作文の模範とすべきものとされ、また読書の対象とも

なつて いたのである。

ウ 作文教授の諸問題

ところで、大正中期の作文教育の抱えている諸問題について、当時東京高等師範学校教諭であった玉井幸助は鋭く自己の見解を詳述している。長くなるが、この当時の作文教育の実情がよく分かる資料なので、その要点を引用することにする。

「作文教授の諸問題」（玉井幸助 大正八年⁽⁹⁾）

一、何の為の作文教授か。

○作文教授は第一に自己を明晰に自覚せしめる作業、即ち心性の修養、第二に自己を発表せしめる作業、即ち技術の鍛磨である。

二、内容の教授か形式の教授か。

○簡単に言へば作文教授の特殊の使命は、形式の教授と、形式運用の練習とである。但しその形式は、生徒各自の自己に即して運用せしめるのであって、単に形式を形式として教授するのではない。

三、世間の要求する文とは何か。

○真の作文力が授けてあれば、卒業後実世間に出て、その関係する世間的実務に慣れ、それを自己の一部として消化した暁には、必ずそれに必要な文が書けるに違ひない。

○世間が中学卒業生の作文力を批難する声の中には、「文字を知らぬ」「文字が拙ない」といふ如き意味も含まれてゐる。この点については我々教授者の反省が必要である。

四、習字及び書取と作文教授。

○きたない文字や誤った文字で書かれた文は、如何に内容が善くても悪文である。私は不徹底な今日の習字

教授を革新して、専ら細字の練習をさせる事にしたいと思ふ。

○書取であるが、此の効果を挙げるには、反復練習といふ根気によるより方法はない。

○漢字の教授は、これまでの様に書取にだけ任しておらず、作文に於て大に力を用ふべきである。

五、文話の価値如何。

○国語読本中に一通り大切な文話の課を割り込ませ、講読によつて授けるやうにしたい。

六、講読教授と作文。

○文の構造、修辞の技巧、慣用語の適用等を教へるについては、講読教材の中に適切な材料が少くない。かかる課は作文教授の補助として最も大切なものである事を思うて、作文上の心得を附説し、或は又文の妙趣を鑑賞せしめる事に努めねばならぬ。

七、他教科と作文。

○一体作文教授といふものは、全校総掛りの大規模な仕組で行はれなければならぬのである。

八、趣味の作文か実用の作文か。

○中学校の作文は文学者を養成する目的ではないから実用の文に力を注げといふ説は、殆ど定説として動かし得ないやうになつてゐる。

○中学生時代に於て、実用といふ点から自己を発展せねばならぬ場合が幾莫あるか。彼等の世界は多く趣味の世界である。従つて作文に対する興味を起させる為には、趣味の文を多く取扱はねばならぬ。

九、課題か自由選題か。

○少くとも自由選題と相半ばする程度に於て課題を取扱ふ必要がある。課題は生徒の自己を拡張し、生徒の性格を偏傾ならしめぬやうにする効果がある。

○課題は、記事・叙事・説明・議論・式事・書簡等の文種、又文語・口語・候文の如き文体に付いて一通り其の心得を授ける上に於て、是非必要である。私は自由選題尊重の精神を保持して、而も課題の必要を唱へるものである。

十、文体は如何。

○文部大臣が口語の訓令を出して官報に口語文を印刷し、高等学校が文体随意の作文問題を出して従来の束縛を解くやうになった。

十一、添削の中心。

○教師は一通り見閲して注意すべき箇所にそれゞゝ記号を付け、生徒各自又は生徒相互に十分添削せしめるのが最も有効である。

十一項目にわたって、大正中期の中等作文教育の当面していた問題点を鋭く具体的に指摘している。それは、指導に当たる教授者に対する強い要望ともなつており、示唆に富む内容となつてゐる。

(六) 中学校教授要目改正（昭和六年二月七日 文部省訓令）

この改正から、「国語及漢文」は「国語漢文」と名称を変更した。

その「国語漢文」において、作文については次のように規定している。

作文ハ平明達意ニシテ実際ニ適スル文ヲ作ラシメ且生徒ノ作品ニ就キ添削批評ヲナスベシ尚特ニ作文ノ時間ヲ設ケザル学年ニ在リテモ少クトモ隔週一回国語漢文ノ講読ノ時間内ニ於テ之ヲ課スベシ

第一学年 每週七時（国語講読四時 作文一時 文法一時 習字一時）

第二学年 每週六時（国語講読三時 漢文講読二時 作文隔週一時 習字隔週一時）（傍線は引用者。）

第三学年以降は、作文の時間配当はない。

ここでは、「生徒ノ作品ニ就キ添削批評ヲナスベシ」とあるように、作文の処理に当たつて添削批評の大切さを強調しているのである。

また、時間を設けていない学年においても、隔週一回の時間確保を指示している。

(七) 中学校教授要目中改正（昭和一二年三月一七日 文部省訓令）

ア 要目の主旨

この改正においては、「国語漢文」の項で作文について次のように規定している。

作文ハ正確自由ナル表現ニ就キテ指導シ平明達意ニシテ実用ニ適スル各種ノ文ヲ作ラシメ且其ノ添削批評ヲ為スベシ

第一学年 每週七時（国語講読四時 作文一時 文法一時 習字一時）

第二学年 每週六時（国語講読三時 漢文講読二時 作文隔週一時 習字隔週一時）

第三学年 每週六時（国語講読三時 漢文講読二時 作文一時 文法一時 作文）

注意

一 作文ハ特ニ時間ヲ設ケザル学年ニ在リテモ少クトモ隔週一回講読ノ時間内ニ於テ之ヲ課スベシ（傍線は引用者。）

時間配当について、第三学年以降は、「作文」の文言はあるが、時数は示されていない。

「中等学校改正教授要目の趣旨」（昭和一二年五月 文部省解説⁽¹⁰⁾）の中で、「実用ニ適スル各種ノ文」につい

て、次のように解説している。

中学校に於ける近來の作文教授が文学的に偏して趣味の文のみを作らせる傾向が著しい。之を戒めたのである。各種の文とは、議論文・叙事文・消息文等文の種類をいふと同時に、口語文・候文・文語文等の文体に関する方面をも含んで居るが、口語文を主とすべきである事はいふまでもない。（傍線は引用者。）

また、「取扱上の注意」について、次のように述べている。

・国語漢文の他の学科目と異なる特色は、文学趣味の涵養である。併しながら此の一面を強調して文芸教育に傾かしめるのは大なる誤といはねばならない。講読、作文共に此の点に十分留意して、各方面の心性陶冶と国語能力の達成とに努めなければならぬ。

・作文の実習は改正要目に於て特に重きをおいた点である。第三学年以上に於ても必ず之を課し、題材も広く各方面から採つて、国民教育上偏頗なからしめん事を期すべきである。

この趣旨説明の中で、次のようないくつかの注目すべき指摘がなされている。

- 今まで普通文体（文語文体）が主流を占めていたが、口語文を主とすべきであると指示していること。
- 作文教授が文学的に偏して趣味の文のみを作らせてはいけないこと。
- 題材を広く各方面から採ること。
- 全学年にわたって時間数を確保すること。

イ 入学試験問題例

なお、この当時の上級学校における入学試験では、次に示すように文体は文語体または口語体いづれでもよいという随意となつてゐることが分かる。文語文体から口語文体への過渡期になつていたのである。

『昭和高等学校 専門学校 入学試験国漢問題集⁽¹⁾』
年度 大学予科

○第一高等学校

作文—「忘れ得ぬ事」

(注意) 文体ハ文語体又ハ口語体

字体ハ漢字ハ楷書ニ限り平仮名又ハ片仮名字画ニ就キテモ成績ヲ考查ス
文字ハ必ズ縦書スベシ、字数ハ八百字以内ニ限ル

○広島高等師範学校

作文—「晚秋」

(注意) 一、文体は随意とす。

一、仮名は平仮名を使用せよ。

一、字数は八百字以内とす。

○奈良女子高等師範学校

作文—「ことば」(一時間三十分間)

(注意) 文字ハ縦書、字数ハ八百字以内、文体ハ随意。

(八) 中学校教科教授及修練指導要目 (昭和一八年三月二十五日 文部省訓令)

この要目は、「中学校令」(昭和一八年一月二一日勅令)及び「中学校規程」(昭和一八年三月二一日文部省令)に基づいて公布されたものである。

「国語漢文」は、「国民科国語」として、修身、歴史及地理とともに国民科の中に統合されることになった。

また「国民科国語」は、「講読」、「文法」、「作文」、「話方」の四分科となつた。

「中学校規程」では、国民科の方向付けを次のように示している。

国民科ハ我が國ノ文化並ニ中外ノ歴史及地理ニ付テ習得セシメ國体ノ本義ヲ闡明シテ國民精神ヲ涵養シ皇國ノ使命ヲ自覺セシメ実践ニ培フヲ以テ要旨トス

この要目中の「国民科国語」の中で、作文に関する事項については、次のように示している。文体については、この要目となつて初めて初めて、「文体ハ□語文ヲ主トシ」とあるように、□語文の使用を主にすることが明記されたのである。

教授事項

三 作文ハ書簡・日記・報告・記録・説明・感想及主張等各種ノ文ヲ綴ラシメ思想・体験ノ正確自由ナル發表ニ付テ指導シ醇正ナル國語ノ表現力ヲ修練スベシ

文体ハ□語文ヲ主トシ文語文・候文ヲモ併セ課スベシ（傍線は引用者。）

第一学年 百七十時（毎週五時）

講読

国文	六十八時（毎週二時）
漢文	三十四時（毎週一時）
文法	三十四時（毎週一時）
作文	三十四時（毎週一時）
話方	三十四時（毎週一時）

第二学年 百七十時（毎週五時）

講読

国文 六十八時（毎週二時）

漢文 三十四時（毎週一時）

文法 三十四時（毎週一時）

作文 話方 三十四時（毎週一時）

第三学年 百六十時（毎週五時）

講読

国文 六十四時（毎週二時）

漢文 六十四時（毎週二時）

文法 十六時（隔週一時）

作文 十六時（隔週一時）

第四学年 百六十時（毎週五時）

講読

国文 六十四時（毎週二時）

漢文 六十四時（毎週二時）

文法 十六時（隔週一時）

作文 十六時（隔週一時）

教授上ノ注意

- 一 作文ニ於テハ情操ヲ涵養シ識見ヲ鍊磨シ国民生活ノ發展ト國民的自覺ノ深化トヲ期スベシ
- 一 作文ニ於テハ推敲ノ必要ヲ自覺セシムベシ尚初学年ニ於テ正確ナル表記法ヲ習得セシムベシ

戰時下の混乱した、あわただしさの中で、作文教育が定着することは非常に困難な状況にあつた。「皇國の使命」を自覺し、「國民精神」を涵養して「國民的自覺」を深化していくという方針のもとで、作文教育も大きな影響を受けざるをえなかつたのである。

二 高等女学校における実践

(一) 中学校令中改正（明治二四年一二月一四日 勅令）

ア 改正の主旨

この勅令の第一四条は、次のとおりである。

- 高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス
ここで初めて、高等女学校の名称が現れ、高等女学校を尋常中学校の種類とし、男子の中学校に対応する女子の教育機関としたのである。

イ 愛媛県の例

この当時の状況をうかがい知ることのできる資料をみるとことにする。

「私立愛媛県高等女学校規則」（明治二四年一〇月開校⁽¹²⁾）

本校は、本科は三箇年、予科は四箇年を修業年限としている。授業の課程表は、次のようになつてゐる。

学科	学年				予 科	本 科
	第一年	第二年	第三年	第四年		
(文) 漢字交り 日叙用事文 和文	同上	同上	同上	六	(読) 漢文 日叙用事文 法文 (文) 同上	第一年 第二年 第三年
					(讀) 同上 (文) 前期ノ キ及国歌統	毎週時間
					六	毎週時間

表中の（読）は講読を、（文）は作文を意味していると思われる。本科では、「漢文」を導入しているのが分かる。

本校では、開校に先立つて、「私立愛媛県高等女学校設置願」（明治二十四年一〇月二一日）⁽¹³⁾を提出してゐるが、そこでは「読書科」を設け、授業要旨を次のように説明してゐる。

先ツ読法ヲ正シクシ字音字義ヨリ熟字章句ノ義ヲ明カニシ一般普通ノ書ヲ解説スルニ差支ナカラシメ其作文ハ語法文法ノ初歩ヲ授ケ実際適切ナル記事消息文ヲ練習セシム（傍線は引用者。）

先に示した課程表の中の「日用文」は、消息文すなわち手紙文であることが分かる。

この当時には、次の資料でも分かるように、尋常小学校においても高学年になると、手紙文を学習し、文体は「候文」を指導していたのである。引き続き、高等女学校においても、書簡文の習熟には重きを置いたのである。この書簡文は、以後高等女学校の作文教育に大きなウエイトを占めることになるのである。

『小学国文読本』（山県悌三郎編 文学社（卷之一—卷之八 明治二十五年）⁽¹⁴⁾

卷之七 第六課 手紙の書方

○暑中には一寸帰国致度存候処店の用向取込み居手はなし兼候に付帰国致さず候写真一枚差送り候間御両親様へも宜しく御申上げ下さるべく候

○写真有がたくちやうだいいたし候御両親様も御喜びなされ候
これは、言語教材として、採録されている教材の一部である。

(二) 高等女学校規程（明治二八年一月二九日 文部省令）

ア 規程の主旨

この規程によつて、学科目、修業年限、入学資格等が明確にされ、修業年限は六箇年で、入学資格は四箇年の尋常小学校の卒業生とした。

国語に関する科目には、「国語」と「習字」とがあり、随意科目として「漢文」が位置付けられた。「国語」は、「講読」と「作文」に分かれ、二分科で構成された。

毎週授業時数については、第一学年と第二学年は毎週五時間、第三学年から第六学年までは毎週四時間となつてゐる。

学科目の程度としては、次のように定められた。

国語

初メハ普通ノ漢字交リ文ヲ講読セシメ漸ク中古以降ノ平易ニシテ雅馴ナル文章及歌ニ及ホシ又日用書類記事文等ヲ作ラシメ兼ネテ文法ノ大要ヲ授ク

国語ヲ授クルニハ発音及句讀ニ注意シ讀方話方ニ習熟セシメ文章ヲ作ラシムルニハ簡明著実ニシテ達意ヲ旨

トシ文題ハ務メテ実用ニ適スルモノヲ撰ヒ文法ハ講読作文教授ノ際其ノ他便宜ノ場合ニ於テ之ヲ授クベシ
(傍線は引用者。)

「文章ヲ作ラシムルニハ簡明著実ニシテ達意ヲ旨トシ文題ハ務メテ実用ニ適スルモノヲ撰ヒ」と、作文指導の在り方等について、高等女学校としては初めて明確に規定し、その方向付けを行つたのである。

この後、「高等女学校ノ学科及其程度ニ関スル規則」(明治三二一年二月二一日 文部省令)が公布された。この規則は、「高等女学校令」(明治三二一年一月八日勅令)に基づいて発せられたものである。

「高等女学校令」では、修業年限は、四箇年を基本とし、一箇年を伸縮できることとした。入学資格は、中学校と同じく年齢二二歳以上、高等小学校二年修了者としている。

「規則」では、国語の程度を示しているが、その内容は「高等女学校規程」(明治二八年)と同一である。また、この「規則」では、学科ごとの授業時数は例示されていない。

イ 愛媛県の例

この当時の実情を次の例にみることにする。

「愛媛県立松山高等女学校規則」(明治三三年一〇月五日 県令⁽¹⁵⁾)

本科課程表

漢文	国語	科目	学年
			時數週
	四		第一学年
作文	講文	講文	同上
	四		第二学年
	同上		第三学年
二	四		同上
講文	作文	講文	第三学年
二	三		同上
同上	同上		第四学年
二	三		同上
同上	同上		第五学年

「国語」は、講読・作文を中心にして、第三学年からは文法も学習することになつてゐる。なお、漢文は随意科目であつたので、「漢文ヲ修メサル者ハ其時間ヲ自修ニ充ツ」と注をつけてゐる。

(三) 高等女学校教授要目 (明治三六年三月九日 文部省訓令)

ア 要目の主旨

この要目は、「高等女学校令施行規則」(明治三四年三月二二日 文部省令)に基づいて発せられたものである。この要目から、「国語」は「講読」、「作文」、「文法」、「習字」の四分科となつた。

「規則」では、「学科及其ノ程度」として次のように示された。

国語ハ普通ノ言語、文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智徳ノ啓發ニ資スルヲ以テ要旨トス

国語ハ現時ノ文章ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ文章ニ及ホシ又实用簡易ナル文ヲ作ラシメ文法ノ大要及習字ヲ授クヘシ(傍線は引用者。)

「实用簡易ナル文ヲ作ラシメ」の文言は、同時期に出された中学校の要目の規定と同一であるが、この要目によつて、さらにその内容を詳細に定めたのである。「作文」に関する部分をまとめると、次のようになる。

国語

第一学年及第二学年 每週六時(講読四時 文法及作文一時 習字一時)

作文

書取 仮名遣ヲ正シ漢字ノ字画ヲ正確ナラシメ且速記ニ慣レシムヘシ

復文 口語ヲ今文ニ今文ヲ口語ニ訳セシムヘシ

作文 今文体ノ書翰文、記事文、叙事文ヲ綴ラシムヘシ

作文即題ハ凡隔週一回宿題凡毎月一回之ヲ課スヘシ

第三学年 每週五時（講読三時 文法及作文一時 習字一時）

作文

書取 前二学年ニ準ス

復文 前二学年ニ準ス

作文 前二学年ニ準ス

第四学年 每週五時（講読四時 作文一時）

作文 前学年ニ準シ又論説文ヲ加フ

教授上ノ注意

七 作文ノ文題ハ成ルヘク諸学科目ニ瓦リ生徒既修ノ事項ニ就キテ之ヲ撰フヘシ

八 作文ハ達意ヲ主トシ用語ノ為ニ思想ヲ拘束スル弊ナカラシムヘシ

九 作文其ノ他書写ノ際ニハ常ニ習字ニ関スル注意ヲ怠ルヘカラス又成ルヘク変体仮名ヲ避ケヘシ（傍線は引用者。）

作文の実施時間の日安を明示したのは、今回の要目が初めてのことであり、同時期の中学校の要目と同様の措置が講じられたわけである。

作文の指導内容は、書取・復文・作文となつており、中学校に設けられている訳文の項目はない。

この要目においては、復文の項で「口語ヲ今文ニ」とあり、作文の項でも「今文体ノ」とあるように、文体は文語体を求めているのである。今文とは、文語体の現代文を指していたのである。

なお、文章の種類としては、書翰文、記事文、叙事文、論説文となつており、中学校にあつた伝記文は取り上げられていない。

イ 高等女学校の国語

この当時の国語教育の実情の一端を資料にみることにする。国文学者で女学校の教諭であつた筆者は次のように述べている。

「高等女学校の国語」（野村八良 明治四一年）⁽¹⁶⁾

○私は高等女学校や中学校に於ても、小学校と同じ様に、現代文が国語教授の基本となるべきものであると考へる。適切に云へば、口語文がどうしても基本であると思ふ。

○高等女学校の国語教授は小学校の国語教授を受けついで、現代の文章を出発点とし、基本として漸次言語教授から文学教授に進んで行くのが本体であると考へる。之は中学校でももとよりさうである。

○私は女学校の国語教授は現代文が基礎であつて、文法にしても、作文にしても、此標準に従つて行くべきものであるといふ事を述べた迄で、殊更に耳新しい意見を言ふのではない。

作文教育が、ともすれば擬古調の文章の作成に傾きがちであつたのを憂えての論の一部である。口語文を基木にしつつも、現代文（文語文）で作文することの重要性を説いている。

ウ 生徒の作品例

次の資料は、明治後期の高等女学校の生徒作品の一部である。

○明治三十七年度松山高等女学校卒業証書授与式 答辞（卒業生惣代 松田よしみ）

何事もみちたり行く大御代にしあれば、よろづの道のしげくなるまゝに女の教へもまたいやましに進み行くこそよろこばしき限なれ、我等數ならぬ身もて学びの庭におりたちしは昨日今の如く思ひしに、（以下略）

(明治三八・三・二八付「愛媛新報」¹⁷)

○「十周年を祝す」 四年 大野 光野

弥生のみ空の暖き師の君の御恵みにあみして、我等が日毎親しく睦みいそしく励む学びの庭、茲に十年の齢を重ねて、祝ふ今日の日を迎ふこととはなりぬ。ことなきうれしさ上なきかも。(以下略)

「答辭」においてさえ、話し言葉や口語文とは大きな隔たりのある文章となつており、文語文重視の表れとみることができる。

(四) 高等女学校及実科高等女学校教授要目 (明治四四年七月二九日 文部省訓令)

ア 要目の主旨

この要目の実科高等女学校の名称は、「高等女学校令」(明治四三年一〇月二六日勅令)により、実科高等女学校の設置が認可されたことによるものである。

要目では、「国語」は「講読」、「作文」、「文法」、「習字」の四分科となつてゐるのは、前回の改正時のものと同一である。

作文に関する事項をまとめると、次のようになつてゐる。

国語 高等女学校

講読

講読ノ材料ハ普通文ヲ主トシ口語文・書牘文・韻文ヲ交フ

普通文ハ現代文ヲ主トシ近世文・近古文ヲ交フ何レモ平易ニシテ作文ノ模範トスヘキモノタルヘシ

口語文ハ簡明ニシテ方言ヲ雜フルコトナク口語ノ標準ヲ示スニ足リ話方・作文ノ模範トスヘキモノタルヘシ

書牘文ハ平易ニシテ繁縟ニ失セス日用書牘文ノ模範トスヘキモノタルヘシ（以下略）

作文

作文ハ現代文及書牘文ヲ主トシ口語文ヲ併セ課スヘシ

第一学年 每週六時（講読四時 作文一時 習字一時）

作文 主トシテ自作文ヲ課シ便宜生徒既習ノ事項ニ関連シテ文語ヲ為シ又正誤法・敷衍法・短縮法・改作法（復文）等種々ノ練習ヲ行フヘシ自作文ハ種類ニ就キテハ記事文・叙事文・書牘文トシ文体ニ就キテハ文語文ヲ主トシ口語文ヲ併セ課スヘシ

第二学年 每週六時（講読四時 作文及文法一時 習字一時）

作文 前学年ニ準ス

第三学年 每週五時（講読三時 作文及文法一時 習字一時）

作文 前学年ニ準ス但シ自作文ハ其ノ種類ニ就キテハ書牘文ノ比ヲ多クスヘシ

第四学年 每週五時（講読三時 作文一時 習字一時）

作文 前学年ニ準ス但シ自作文ハ其ノ種類ニ就キテハ書牘文ヲ主トシ記事文・叙事文及論説文ヲ加ヘ文体ニ就キテハ專ラ文語文ヲ用フヘシ

修業年限五箇年ノモノノ第五学年ニ於テハ第四学年ニ準シ稍々進ミタル程度ニ於テ之ヲ授クヘシ

注意

七 作文ハ達意ヲ主トシ用語ノ為ニ思想ヲ拘束スルノ弊ニ陥ラサラシメンコトヲ期スヘシ

八 書牘文ハ上級ニ進ムニ隨ヒ草案ヲ起サス直ニ用紙ニ認ムル習慣ヲ養フヘシ

九 作文ハ添削ノ際批正スヘキ部分ニシテ生徒ノ自ラ訂正シ得ヘキモノハ符号ヲ附シテ推敲ヲ促シ共通セル誤謬又ハ参考ニ資スヘキ事項ハ之ヲ一般ニ知ラシムル等常ニ其ノ成績ヲ利用センコトヲ力ムヘシ

十 作文ハ初ハ主トシテ即題ヲ課シ学年ノ進ムニ隨ヒテ漸ク之ヲ減シ宿題ト相半スルニ至ラシムヘシ（傍線は引用者。）

同じ時期に出された中学校の要旨と比べてみると、書牘文に重きを置いているのが分かる。中学校では、「作文ハ現代文ヲ主トシ口語文及書牘文ヲ併セ課スヘシ」対して、高等女学校では、「作文ハ現代文及書牘文ヲ主トシ口語文ヲ併セ課スヘシ」、第四学年の項で「自作文ハ其ノ種類ニ就キテハ書牘文ヲ主トシ」と作文の内容を定義づけている点からも、両者の違いははつきりとしているのである。

文体については、第四学年で「文体ニ就キテハ専ラ文語文ヲ用フヘシ」とあるように、相変わらず、文語文が主流であった。

イ 教科書について

高等女学校において、書牘文すなわち書簡文が重視されていたことを裏付ける資料として教科書を取り上げてみることにする。次の資料は、作文の副読本ではなく、教科書であるが、多くの書簡文教材が採録されている。

『女子国文』（芳賀矢一編 大正六年 富山房⁽¹⁹⁾）

卷一（三七課中書簡文四課）

父の許へ 旧師に贈る はがき便 病める友の許へ（同返事）

卷二（三七課中書簡文一課）

遠足の後友の許へ

卷三（三七課中書簡文一課）

蕨取に友を誘ふ（同返事）風の後（同返事）

卷四（三七課中書簡文二課）

新年状　郷里の祖母へ

卷五（三三課中書簡文一課）

新茶を贈る（同返事）借用品を傷ひし託状

卷六（三三課中書簡文四課）

妹の病気の模様を祖父に報ず　主人が旅行先にて世話になりし人へ　手紙二章　手紙を書く心得

卷七（三三課中書簡文なし）

卷八（三三課中書簡文一課）

夫を喪へる人の許へ（同返事）息女への教訓

書簡文の内容も、種々の場面が設定されていて、指導内容の充実が推測されるものとなつていて。

(五) 高等女学校及実科高等女学校教授要目（昭和一二年三月二七日 文部省訓令）

ア 要目の主旨

この要目では、「国語」は従前のように、四分科で構成されているが、「国語」の目的・内容を次のように示している。

○国語ニ於テハ国語ノ理会及応用ノ能ヲ得シメ特ニ我が国民性ノ特質ト国民文化ノ由来トヲ明ニスルコトニ

注意シ国民精神ノ涵養ニ資スルコトヲ要ス

○材料ハ総テ醇正ナル国語ニ採リ国体ノ精華、国民ノ美風、偉人ノ言行特ニ女子ノ善行美德ヲ叙シテ国民精神ヲ涵養シ温良貞淑ナル婦徳ヲ達成スルニ足ルモノ、文学趣味ニ富ミテ心情ヲ優雅ナラシムルモノ、世界ノ情勢ヲ知ラシメテ円満ナル国民的常識ヲ養成スルニ足ルモノ、家庭生活ノ趣味ヲ向上セシムルニ足ルモノ等タルベシ

○作文ハ正確自由ナル表現ニ就キテ指導シ平明達意ニシテ実用ニ適スル各種ノ文ヲ作ラシメ且其ノ添削批評ヲ為スベシ（傍線は引用者。）

ここでは、「国民精神ノ涵養」、「温良貞淑ナル婦徳ヲ達成」の文言でも分かるように、国家中心思想の指導のもと、高等女学校の在り方が述べられており、これが国語教育（作文教育）に与えた影響は大きいものがあった。

作文についての時間配当は次のようになつてている。

高等女学校 修業年限五箇年ノモノ

第一学年	毎週六時	（講読三時 作文一時 文法一時 習字一時）
第二学年	毎週六時	（講読四時 作文一時 習字一時）
第三学年	毎週六時	（講読四時又ハ三時 作文隔週一時 文法一時 習字一時）
第四学年	毎週五時	（講読四時又ハ三時 作文隔週一時 習字一時）
第五学年	毎週五時	（講読四時又ハ三時 作文隔週一時 習字一時）

なお、作文の内容の項で「実用ニ適スル各種ノ文」については、中学校の箇所で述べたように文部省の解説時間数以外には、作文については注意事項などの指示はない。

がなされている。そこでは、文体は「口語文を主とすべきである事はいふまでもない」と解説している。次の資料からも推し測ることができるように、大正期にはまだ文語体が主流を占め、やがて文語体と口語体が混用されるようになり、この要目のころから口語体が主となってきたのである。

イ 生徒の作品例等

○松山高等女学校試験問題（大正三年度）

作文（題）時間を惜しむべきこと（文語体にて記すべし）

（大正三・四・三付「愛媛新報」²⁰）

○「学校暦」

第一学年（永井 糸 田内ノブ）

大正六年四月一日 我等百三十八名は、今日より懐しき師の君に育まれ優しき、姉君達に導れつゝ此の楽しき学屋に通ふこととなりぬ。（以下略）

（大正一〇年卒業記「志乃ふく佐」²¹）

○「記念館開館式の記」海稻 智加恵

記念館開館式は菊の香も高き御大典の秋十一月二日午前十時より本校大講堂に於いていと盛大に執行せられたり。

定刻になるや、さしも広き講堂も地方の名士貴顕父兄生徒代表を網羅して尚狭きの感あり。先づピアノにて敬礼あり、続いて莊重なる君が代は奏せられぬ。（以下略）

（『校友』昭和四年号²²）

○「明治神宮体育大会に参加して」斎藤 於令

道後ヶ丘の拍手の音!!ほんたうに私達の胸は躍つた。県下選手権を得て輝くトロフィーを獲得する喜びと共に更に明治神宮体育大会への出場を得たのだから。かねての望みが達せられたので部員は無上に嬉しく其の後の練習に専心努力した。(以下略)

(『校友』昭和五年²³号)

同時期の文例からも分かるように、文体については事柄の内容・場面等によつて、口語体と文語体を使い分けていたのである。

(六) 高等女学校教科教授及修練指導要目 (昭和一八年三月二五日 文部省訓令)

この要目は「中等学校令」(昭和一八年一月二一日勅令)に基づいて発せられたものである。「中等学校令」によつて、高等女学校は、中学校、実業学校とともに、一括して「中等学校」と呼ばれるようになつたので、この要目中の「国民科国語」の「教授方針」、「教授事項」等は、中学校のものと同一なので、ここでは触れなすこととする。

作文の配当時間についてまとめると、次のようになる。

修業年限四年ノモノ

第一学年 百七十時 (毎週五時)

講読

国文 百二時 (毎週三時)

文法 三十四時 (毎週一時)

作文 三十四時（毎週一時）
話方

第二学年 百七十時（毎週五時）

講読

国文 百二時（毎週三時）

文法 三十四時（毎週一時）

作文 三十四時（毎週一時）

話方

第三学年 百二十八時（毎週四時）

講読

国文 六十四時（毎週二時）

漢文 三十二時（毎週一時）

文法 十六時（隔週一時）

作文 十六時（隔週一時）

第四学年 百二十八時（毎週四時）

講読

国文 六十四時（毎週二時）

漢文 三十二時（毎週一時）

文法 十六時（隔週一時）

作文 十六時（隔週一時）

戦時下のあわただしさの中、工場での勤労奉仕などで満足のいく学習はできなかつた。作文教育の定着もその例外ではなかつたのである。

おわりに

我が国の作文教育の歴史について、明治五年の「中学教則略」から昭和一八年の「中学校教科教授及修練指導要目」までを概観したものである。

漢文で文章を作つていた時代から、口語体で叙述するようになるまでの間には、種々の省令や訓令によつて方向付けがなされてきた。こうした状況の中で、根気強く着実に歩みを遂げてきた過程をうかがい知ることができ。長年の実践の中から生み出された成果を、これから指導の場でどのように生かしていくかが今後の課題となつてくるであろう。

昭和二〇年以後も、教育課程の改訂ごとに種々の提言がなされ、意欲的な指導法の研究が続けられている。しかし、依然として作文力の不足は続いており、現在の国語教育の抱えていた大きな問題点である。

本論が、その解説の一端ともなれば幸せである。

参考文献

勅令・省令・訓令等は、次の書物を参考にしている。

『国語教育史資料第五卷』東京法令 平九

『近代日本教育制度史料第一卷～第三卷』講談社 昭五一

文中に引用した部分は、次の書物によつていてる。

- (1) 『愛媛県教育史第四卷』 愛媛県教育委員会 昭四六 一九頁
『愛媛県教育史資料篇第一集』 愛媛県教育センター 昭四四 一五四頁
『子規全集第九卷』 講談社 昭五二 三九頁
- (2) 『愛媛県教育史第四卷』 愛媛県教育委員会 昭四六 一九頁
『国語教育史資料第一卷』 東京法令 平九 五〇頁
- (3) 『国語教育史資料第四卷』 東京法令 平九 一三三頁
- (4) 『愛媛県立松山南高等学校百年のあゆみ』 平三 四三九頁
- (5) 『國語教育史資料第二卷』 東京法令 平九 一七〇頁
- (6) 『愛媛県立松山南高等学校九〇年のあゆみ』 昭五六 一七〇頁
- (7) 『國語教育史資料第一卷』 東京法令 平九 一七六頁
- (8) 『同右書』 一二二頁
- (9) 『同右書』 三五〇頁
- (10) 『同右書』 一四〇頁
- (11) 『国語教育史資料第一卷』 東京法令 平九 一七六頁
- (12) 『愛媛県教育史第四卷』 愛媛県教育委員会 昭四六 一一二頁
- (13) 『愛媛県立松山南高等学校九〇年のあゆみ』 昭五六 一一九頁
- (14) 『国語教育史資料第二卷』 東京法令 平九 九八頁
- (15) 『愛媛県教育史第四卷』 愛媛県教育委員会 昭四六 一二三二頁
- (16) 『国語教育史資料第一卷』 東京法令 平九 五六頁
- (17) 『愛媛県立松山南高等学校九〇年のあゆみ』 平三 四二三頁
- (18) 『國語教育史資料第二卷』 東京法令 平九 一四八頁
- (19) 『愛媛県立松山南高等学校百年のあゆみ』 昭五六 一四八頁
- (20) 『愛媛県立松山南高等学校九〇年のあゆみ』 昭五六 一七〇頁
- (21) 『同右書』 一七八頁
- (22) 『愛媛県立松山南高等学校百年のあゆみ』 平三 四三九頁
- (23) 『同右書』 四四三頁